

## フィリピンパブにおける、労働環境の変化と女性従業員の背景

—あるフィリピンパブで働く女性を例に考える—

1155043 奥谷菜々子 指導教員 藤掛洋子

【背景と目的】1980年代初頭には28万人ものフィリピン人女性が出稼ぎで日本を訪れ、「興行」という在留資格をもってフィリピンパブやクラブで接客業に従事した。2005年の入管法改正を受け、「興行」の在日資格を取得することが困難になった現在、「興行」ビザで入国する女性の数は、ピークであった2004年と比べて10分の1以下までに減少している。

在日フィリピン人女性のイメージは「性対象」や「性暴力の被害者」から「恋愛対象」そして「国際結婚の妻」や「日比混血児の母」へと変遷しているが、そのイメージと異なり、筆者の身近には日本人男性との結婚、出産後もフィリピンパブで働く女性がいたことから、本研究は語られなくなったフィリピンパブで働く女性の実態を明らかにする。

【方法】文献・資料・インターネットによる調査、フィリピンパブで働くKさんにインタビュー調査実施(2014.8~2015.1)

【結果及び考察】フィリピン全人口の少なくとも40%が海外フィリピン人からの送金を受け、フィリピンの経済は海外の出稼ぎに依存している。(佐竹 2006) 在日フィリピン人労働者の約9割が女性であり、1980年代より母国の家族を養うため「興行」ビザを取得し、フィリピンパブで働く女性が増加した。ビザを取得するにあたり、現地のプロモーションと費用や手続きの面倒をみてもらう契約を結ぶのだが、契約を盾に理不尽な労働を強いられることがあった。「興行ビザ」は国際的人身売買の温床になっているとの避難を受け、2005年には入管法改正が行われた。これにより「興行」ビザでの入国は難しくなったのだが、新たに「配偶者」ビザでの入国が増えた。

現在もフィリピンパブで働くKさんにインタビューを行い、考えや実態を知ろうとした。インタ

ビューより、次の3つのことがわかった。

一つ目に、どんな方法でも出稼ぎに出たいとフィリピン人が考えていることである。

二つ目に、Kさんの周りには「興行」ビザを持つものはおらず、配偶者ビザか、永住ビザを持っていることがわかった。パブで働いていた女性は日本人男性との結婚後はパート労働にシフトしており、パブの時給はパート労働より高いものの、家庭を考えて選ばれにくい職業になっている。

三つ目に偽装結婚による「配偶者」ビザ取得の実態である。近年起きた偽装結婚の事件では、偽装結婚相手や働き先を斡旋するブローカーが逮捕されており、偽装結婚した女性もまたパブやクラブで働いている。

ここ数年では国際離婚の件数は婚姻件数の半数以上に達している。(鈴木 2013) このことから、偽装結婚の増加と、さらにフィリピン人シングルマザーの増加が推察される。子供を養うだけの賃金を得る職に就くことは難しく、昼の仕事に加え、時給のいいパブやクラブの仕事をダブルワークすることで生活をしている。

【結論】フィリピンパブの労働環境は改善されている一方で、偽装結婚の契約によって、シングルマザーであり生活のためにという消極的な理由で接客業に就く女性がいる、その状況に変化はない。

2014年9月から、観光客を呼び込むためのビザ取得条件の緩和により新たなタレントが搾取の被害に遭わないようどう対応するかが課題である。新たな抜け道を見出して、女性の搾取が行われるのは常にパブである。フィリピン人女性の研究はパブで働く女性を見続けなくてはならない。